

事 務 連 絡

平成 26 年 12 月 4 日

各 都道府県「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査及び事業実施意向調査
(第4回、平成26年10月実施分)の結果について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、「生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査」につきましては、
ご協力いただきありがとうございました。今般、平成26年10月実施分の調査結果が
取りまとまりましたので、ご報告致します。

調査結果の概要等につきましては下記のとおりであり、具体的な調査結果につつま
しては、別添(①全国集計(都道府県・市区町村)、②都道府県別集計(市区町村))
を参照して下さい。

併せて、事業実施意向調査につきましても下記及び別添のとおりご報告致します。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に情報提供いただくとともに、本調査
結果を制度に関する説明会等において活用するなど、制度施行に向けた取組の推進に
引き続きご協力いただければと思います。

なお、次回調査につきましては、12月末の状況について、平成27年1月9日(金)
までに管内市区町村の状況も取りまとめた上で、ご回答いただきますようお願い致し
ます。

記

1 施行準備進捗状況調査

(1) 調査結果のポイント【福祉事務所設置自治体】

- 回答自治体数 901/901自治体【回答率100%】
- 全体として、自立相談支援事業の実施形態(直営・委託)を決定した市区町村
が8割を超える(市町村82%。都道府県は89%)など、形式的には体制整備が進

みつつある。

一方で、関係部署への説明会等を実施した市町村は45%（都道府県62%）、庁内の関係部署との連絡会等を設けている市町村は27%（都道府県42%）であり、また、各事業の手引きや自立相談支援事業で使用する帳票等の確認をした市区町村は6割前後に留まっている。

このため、庁内会議の開催や各事業の手引きの確認等、更に実質的な取組を並行的に進める必要がある。

（2）調査結果のポイント【都道府県】

- 市区町村担当者会議を複数回開催した都道府県は9割を超えており、モデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っている都道府県は87%であった。
- 今後とも、こうした取組を続けることが重要である。また、就労準備支援事業、一時生活支援事業等の任意事業については、単独自治体では取り組みにくいとの声もあり、この面における都道府県のリーダーシップが求められている。このため「2 事業実施意向調査」の結果等を踏まえ、共同実施についても必要な調整が行われるよう検討をお願いしたい。

2 事業実施意向調査

（1）調査結果の概要

- 全体として「実施未定」が概ね数%となり、実施予定と回答した市区町村が、前回調査から10%程度増加し、20%～30%程度となっている。
- 生活困窮者自立支援法は、必須事業と任意事業を併せて行うことによって、複合的な課題を抱える生活困窮者のニーズに応じた包括的な支援を提供することができると考えられる。このため、任意事業については、生活困窮者の自立に向け効果的な支援を行う観点から、「実施しない」と回答した自治体においても、引き続き、地域の実情に合わせ、近隣自治体との共同実施等も含めその実施を積極的にご検討いただきたい。

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 高橋、西鳥羽、添島

電話 03-5253-1111（内線 2893、2232）

夜間 03-3595-2615

FAX 03-3592-1459